



課税および為替管理分野における主な法令改正の概要

2023年10月6日



アナスタシヤ・マトヴェーエワ
税務・法務部
ディレクター
amatveeva@delret.ru



現行の主な規制



主な規制の概要

海外への支払い および取引

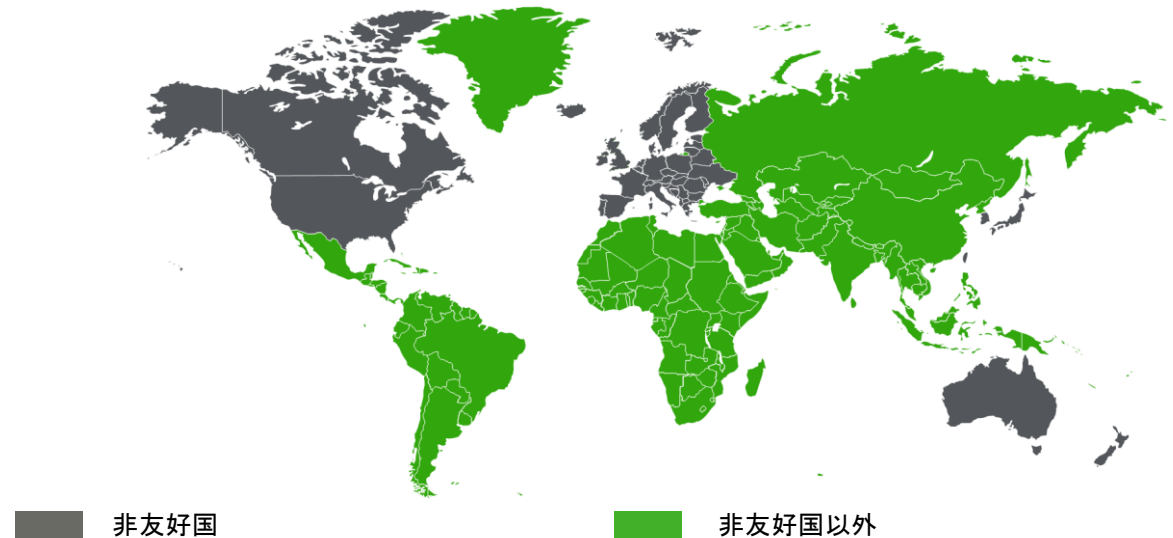
- 有限責任会社、生産施設、持株会社の配当金・利益の支払い；
- 「精算」分配、減資後の分配、破産時の分配；
- 借入の返済；
- 貸付の提供；
- ロイヤリティの支払い；
- 不動産／有価証券の取引；
- 有限責任会社持分／株式会社株式の取引。

海外口座への 送金

- ロシア連邦で労働する非友好国の自然人に対して、賃金の額のみ；
- ロシア連邦で労働していない自然人に対して、禁止；
- 非友好国の法人に対して、禁止；
- この規制は、ロシア主体の支配下にある外資系企業には適用しない。

非友好国主体の資産に対する規制、 およびその他の経済措置

- 動産、不動産、財産権、有価証券、ロシア法人の授權資本における持ち分といった資産の一時的管理；
- 資金、資産の凍結；
- その他の特別経済措置。



このリストは2022年3月5日付ロシア連邦政府命令第430-r号により承認され、2022年7月23日、2022年10月29日に2度の追加が施された。

非友好国主体の資産に対する規制 およびその他の経済措置



非友好国主体の資産の一時的管理

2023年4月25日付ロシア連邦大統領令第302号「幾つかの資産の一時的管理について」

一時的管理の発動根拠

- 非友好国領内に所在する資産に対するロシア連邦、ロシアの法人・自然人の所有権および財産権の剥奪；
- 前記の権利の制限；
- 権利が剥奪されるかもしくは制限される脅威；
- ロシアの国家、経済、エネルギー上の安全保障、もしくはその他の安全保障に対する脅威。

一時的管理の発動対象

- ロシア連邦領内に所在する非友好国主体の動産および不動産；
- これらの者が保有する有価証券、ロシア法人の授権資本における持分；
- これらの者が保有する財産権。

一時的管理者（連邦国有資産管理庁）* の機能

- 処分権限を除く、資産所有者の権限（財産権）の行使；
- 資産（財産権）の棚卸し；
- 当該資産の保全。

* ロシア連邦大統領により他の者が任命される場合がある。



現時点では9社の株式／授権資本持分に対し、この規制が発動されている。

非友好国主体の資金、資産の凍結

2023年8月4日付連邦法第422-FZ号（2024年2月1日施行）

同法によって2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」に改正が加えられた。

凍結される資産の所有者

- 非友好的行為を行っている外国の企業、国家機構、および市民；
- 前記の外国主体の支配下にある法人（当該の外国主体が、被支配法人の議決権の50%超に相当する参加をもって、直接的および／または間接的な処分権限を有する場合）。

凍結に含まれる事項

- 凍結対象である主体が保有する資金、有価証券、またはその他の資産の取引遂行の禁止；
- 当該の主体の利益を目的とした金融取引遂行の禁止。ただし、この「金融取引」の概念は開示されていない。

管理者

- 凍結対象である主体の資金または資産の取引を遂行する組織（銀行、有価証券市場の専門参加者等）；
- ロシア中央銀行。

許可される取引

- ロシアの銀行における自らの口座への資金の受領；
- ロシア連邦の予算に計上される税、賦課金、保険料、罰金、科料、金利の納付；
- 最低生活費を上回らない額における賃金および退職手当等の支払い。



資金および資産の凍結は、資金・資産の取引に携わる機関の契約違反責任を招くものではない。

その他の特別経済措置

2023年8月4日付連邦法第422-FZ号（2024年2月1日施行）

01

経済支援・軍事支援分野のプログラム、および軍事技術協力分野のプログラムの全部または一部の停止



02

国際的な学術／科学技術プログラム・プロジェクト、外国の学術／科学技術プログラム・プロジェクトへの参加の禁止

03

対外経済取引の遂行の禁止（制限）



04

輸出関税および輸入関税の変更

05

凍結対象である主体に係る金融取引の禁止（制限）／凍結対象である主体が保有する資金および資産の凍結（封鎖）、ならびに凍結対象である主体のためもしくはその主体の利益を目的として遂行される金融取引の凍結（遮断）



06

国際通商条約および対外経済関係分野におけるロシア連邦のその他の国際条約の効力の終了または停止

07

旅行事業の遂行に対する制限の設定



08

ロシア連邦の港湾への入港の禁止（制限）、ならびにロシア連邦の領空もしくはその特定の空域の利用の禁止（制限）

非友好的な主体への支払い／取引に 対する承認の取得



配当金支払いに係る承認を取得するための基準



「非友好国」の企業の参加者／株主に対し、S型特別口座を使用せずに月額1,000万ルーブル超を支払う場合には承認が必要である。



この新たなアプローチは2022年末に正式決定された。



現段階では、清算分配に対する承認を得るための明確な条件はない。



2023年8月、財務省は次の**新たなアプローチ**を正式に決定した:参加者／株主がロシア経済に投資を行った場合には、前記の基準を満たしていなくとも配当金の支払いが承認される場合がある。

注目される点



分配される利益が、前年度の利益の50%を超過していない



過年度における支払い実績



ロシアにおける事業継続の意思



当該企業の事業の重要性

配当金支払いに係る承認取得手続き

1 関係省庁への書類の提出



申請の迅速な審査を行うため、財務省は必要書類を関係省庁に提出することを推奨している。

2 関係省庁による申請の審査



申請が所定の基準に適合しているかどうかを関係省庁が分析する。肯定的な判断が下された場合には、書類一式が財務省に送付される。

3 ロシア財務省* による申請の審査



支払いの承認を発行するかどうかの最終決定は財務省が下す（関係省庁の肯定的判断は、財務省による支払い承認の発行を保証するものではない）。

- 金融機関の場合にはロシア中央銀行となる

4 関係省庁による重要業績評価指標（KPI）のモニタリング



財務省が承認を発行した場合、関係省庁は四半期ごとに企業のKPIを追跡調査する（手順は規制されていない）。

5 支払いの実施



上記の段階を首尾よく終えてようやく、企業は支払いを行うための書類を銀行に送付することが可能となる。

KPIが履行されていれば、四半期ベースでの支払いが可能となる。



ロシア経済への投資に係る承認の取得

2023年8月9日付ロシア連邦外国投資実施監督政府委員会小委員会 会議議事録第182/5号より抜粋

以下の条件が満たされていれば、先に定められた基準を満たしていなくとも承認が発行される場合がある



- **2023年4月1日以降**、外国の債権者が下記を含むロシア経済への投資を行った：
 - ロシア連邦における生産規模の拡大；
 - 新規技術の開発；
- **支払われる配当金の額が、上記の投資を上回っていない。**



しかし、下記を考慮する必要がある

- いずれにせよ、配当金支払いに係る承認を取得する必要がある；
- ロシア経済への投資規模に関する情報を関係省庁および財務省に提出しなければならない公算が大きい；
- 何が外国債権者の投資とみなされるかがまったく分からない（ロシアの子会社レベルにおける生産拡大への投資は当該の投資とみなされるのか？）；
- 配当金の支払いを計画しているロシアの子会社への直接的な投資ではなく、ロシア経済への投資である。

非友好的な者による株式／持分売却に係る承認の発行に関する新規定

2023年7月7日付ロシア連邦外国投資実施監督政府委員会小委員会 会議議事録第171/5号より抜粋

承認の取得に係る以前の重要基準、すなわち市場価格の50%以上の値引き、第三者鑑定の実施、市場価格の半額の10%以上（90%超の値引きを行った場合には、市場価格の10%以上）の額による予算への「任意の」拠出金の納付は依然として有効である。ロシア財務省はこの額を15%に引き上げようとしている。



公共株式会社の取得済み株式の公開 (上限20%)

- 公開開始は取引日から1年以内、公開期間は3年まで。
 - * 公共株式会社への合併による再編の場合：合併先となる公共株式会社の株式の20%まで。公開開始は取引開始日より3年まで；
 - * 株式会社の公共的地位解消／清算の場合：新たに設立されるか、もしくは公共的地位を取得する公共株式会社の株式の20%まで。公開期間は取引年月日より3年まで。



取引決済

- 非友好的な者は、以下のいずれか一つの方法をもって資金を受領することができる：
 - S型口座ヘルーブルで；
 - ロシアの銀行口座ヘルーブルで（ただし海外への送金は不可）；
 - 延べ払いの場合であれば海外口座へ。



KPI

- KPIの例としては、技術ポテンシャルおよび主たる経済活動業種の維持、雇用の確保、契約義務の履行が挙げられている。
- これらの指標は、過去に実際、使用されたものである。



買戻し条件

- 買戻しは市場価格でのみ可能；
- 居住者である資産所有者に「経済的利益」がなければならない；
- 買戻しのための期間は、通常、最長で2年以内。

ロシアにおける外資系企業に対する為替規制およびその他の規制 質疑応答





オリガ・アガヤン
税務・法務部
マネージャー
oagayan@delret.ru



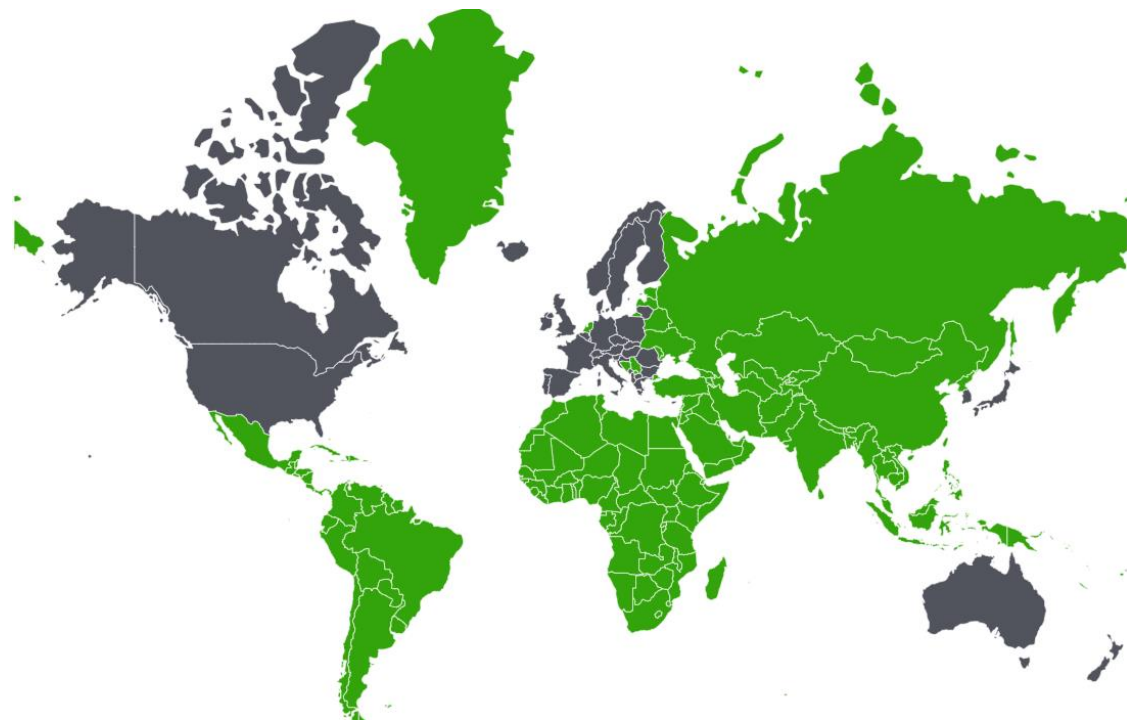
租税条約の特定の条項の効力停止



租税条約の特定の条項の効力停止


租税条約が停止となる国

大統領令により、下記の国々との租税条約の効力が一部停止された：



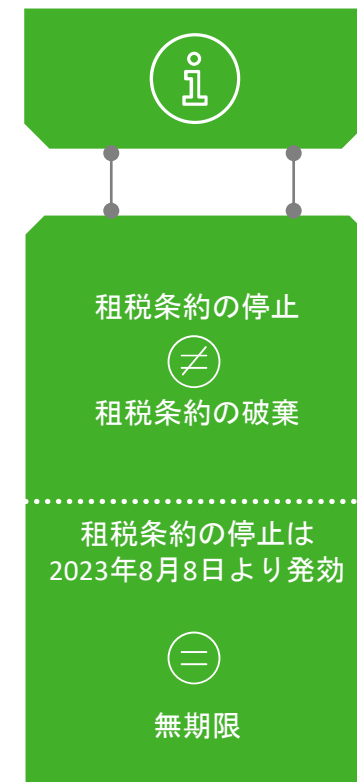
租税条約が停止された国

それ以外の国

- | | |
|---|--------------|
| 1. オーストラリア | 20. マルタ |
| 2. オーストリア | 21. ニュージーランド |
| 3. アルバニア | 22. ノルウェー |
| 4. ベルギー | 23. ポーランド |
| 5. ブルガリア | 24. ポルトガル |
| 6. 英国 | 25. ルーマニア |
| 7. ハンガリー | 26. シンガポール |
| 8. ドイツ | 27. スロバキア |
| 9. ギリシャ | 28. スロベニア |
| 10. デンマーク  | 29. 米国 |
| 11. アイルランド | 30. フィンランド |
| 12. アイスランド | 31. フランス |
| 13. スペイン | 32. クロアチア |
| 14. イタリア | 33. モンテネグロ |
| 15. カナダ | 34. チェコ |
| 16. キプロス | 35. スイス |
| 17. リトアニア | 36. スウェーデン |
| 18. ルクセンブルク | 37. 韓国 |
| 19. マケドニア | 38. 日本 |

2023年8月8日付ロシア連邦大統領令第585号
「ロシア連邦の国際租税条約の特定の条項のロシア連邦による効力停止について」

 デンマークとの租税条約は2024年1月より効力停止となる。



租税条約の特定の条項の効力停止

停止となる条項、および想定されるその影響

所得税

外国主体に支払われる所得に対しては、ロシア連邦税法典に則った標準税率が適用される：

- 配当金 — 15%（以前は、租税条約の大半で5～10%が上限とされていた）
- 国際輸送による所得 — 10%（以前は、租税条約の大半で賦課されていなかった）
- 利子、ロイヤリティ、その他の受動的所得 — 20%（以前は、租税条約の大半で賦課されていなかった）。

自然人の個々の所得種別による課税の特性を定める条文の効力は停止されている。

恒久的施設

恒久的施設の有無に係る問題は、現時点では、ロシア連邦税法典の規定に則ってのみ解決される。

日本との租税条約を例に見ると、効力が停止された条文は下記の通りとなる：

1. 「恒久的施設」
2. 「不動産所得」
3. 「事業利得」
4. 「海上運送および航空運送」
5. 「関連企業」
6. 「配当金」
7. 「利子」
8. 「著作権・ライセンス所得」
9. 「資産の処分による所得」
10. 「雇用による所得」
11. 「役員報酬」
12. 「芸術家および運動家」
13. 「年金」
14. 「政府職員」
15. 「学生」
16. 「その他の所得」
17. 「特典を受ける権利」
18. 「無差別待遇」
19. 「租税徴収における支援」



租税条約の特定の条項の効力停止

効力を保持する条項

日本との租税条約を例に見ると、効力が停止されない条文は下記の通りとなる：

1. 「条約の対象となる主体」
2. 「条約の対象となる租税」
3. 「一般的定義」
4. 「居住者」
5. 「二重課税の除去」
6. 「相互協議手続」
7. 「情報交換」
8. 「外交使節団および領事館の職員」
9. 「条文の名称」
10. 「発効」
11. 「失効」



ロシア連邦税法典の優遇条項のうち、適用時に租税条約の「存在」が条件となるもの



受動的所得への課税

- ユーロ債発行に伴う債務の利払い時における源泉徴収税免除の適用
- （ロシア連邦税法典第310条第2項第8号）



自然人への課税

- 非友好国に位置する企業を介して自然人がロシア企業から配当金を受け取る場合における、ロシア国内の源泉徴収税相殺制度の適用
- （ロシア連邦税法典第208条第1.1項）



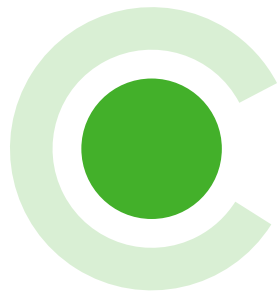
国際課税

- 監査報告書の提出なしでの、財務報告書のデータに基づく被支配外国法人の利益の算定（ロシア連邦税法典第309.1条第1.1項第1号）
- 実効金利が高いこと、ならびに被支配外国法人による流通債権の公開を理由とする当該法人の利益の免除（ロシア連邦税法典第25.13-1条第7項）
- 被支配外国法人が海外で得た利益からの納税を証明する書類に対する、外国管轄機関による証明取得の必要性の欠如（ロシア連邦税法典第232条第10項、第309.1条第11項）
- 外国の権限機関の参加による多国間価格形成協定の締結（ロシア連邦税法典第105.20条第2項）

租税条約の特定の条項の効力停止

二重課税の撤廃

ロシア連邦税法典の現行規定では、ロシアの納税者が海外で納付した税の相殺について下記の原則が定められている：



- 1 ロシアの組織は、源泉国との租税条約の有無に関わらず、海外で納付した税を相殺する権利を有する（ロシア連邦税法典第311条第3項）
- 2 外国企業から得た配当金について海外で納付した税を相殺する場合、ロシアの組織は別の規定を適用する—当該の税の相殺は、租税条約の本文にしかるべき条項が盛り込まれている場合にのみ可能となる（ロシア連邦税法典第275条第2項）
- 3 自然人の場合の相殺はより複雑であり、デフォルトでは適用されず、租税条約の規定を根拠とする場合にのみ可能となる（ロシア連邦税法典第232条第1項）



法的不確実性

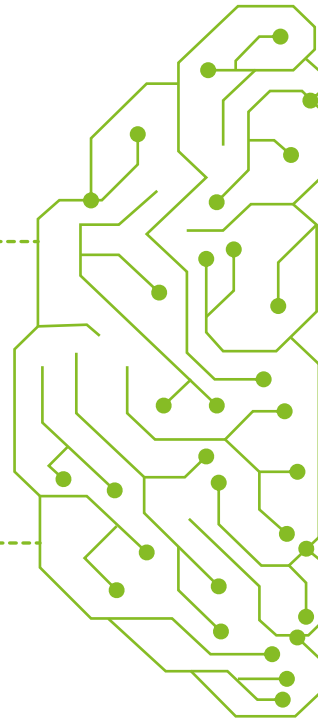
租税条約の大半には、当該の租税条約の規定に従い納付した税の相殺の余地が盛り込まれている。

租税条約の特定の条項の効力停止 考慮すべき点

ロシアの買い手への 税負担の転嫁

税率の引き上げが価格の引き上げによって相殺される可能性がある

契約条件に、いわゆる「グロスアップ条項」、すなわち外国人の報酬から源泉されるべき税額分、取引価格を自動的に引き上げること前提とした条項が盛り込まれる可能性がある

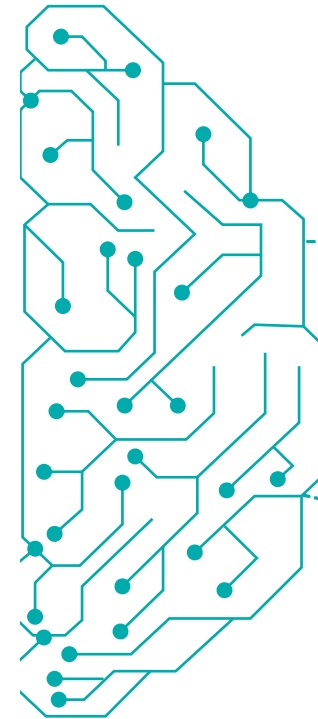


「非友好国」が適用できる対策

ロシア居住者の利益のために支出した特定の費用の、課税標準からの控除の禁止

源泉における「受動的」所得の課税引き上げ

配当金の課税免除に対する制限



租税条約の特定の条項の効力停止 対策

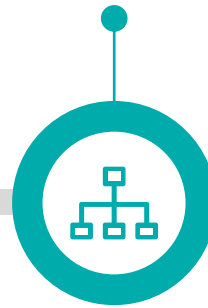
再編の形態

友好的な司法管轄の者にロシア法人の支配権を移転



ロシアから受動的所得を得ることを盛り込んだ契約上の権利関係を友好国の者へ移転

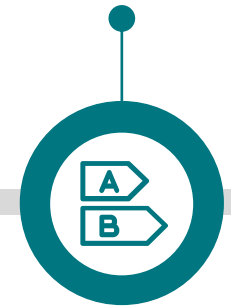
分野横断的アプローチの適用



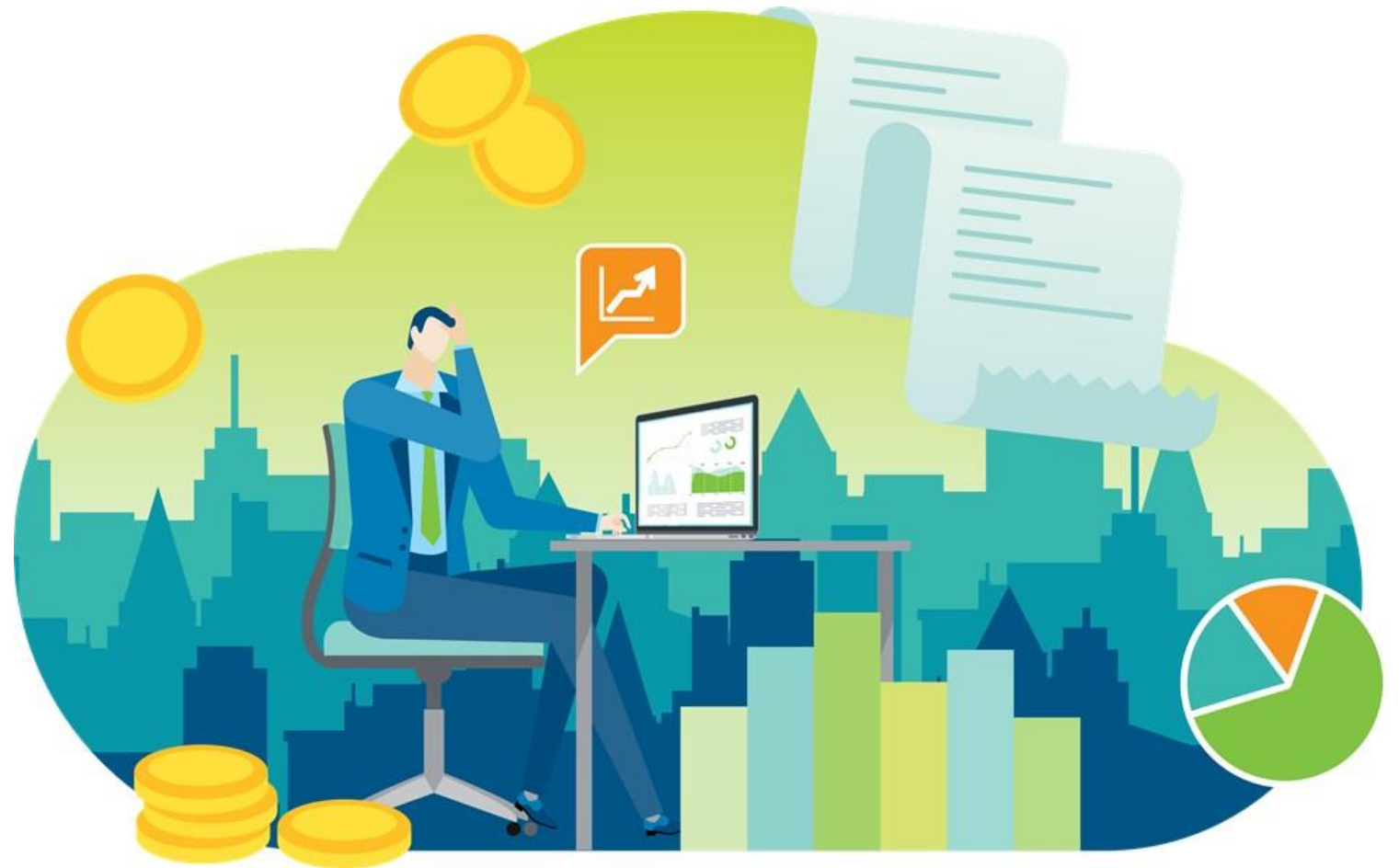
特別行政地区への転籍



外資系企業の税務上の居住地の変更



超過利潤税



超過利潤税

超過利潤税の納税者

納税者

- 1 ロシアの組織
- 2 外国組織がロシアに置いている恒久的施設
- 3 ロシア連邦の税務上の居住者である外国の組織

2023年8月4日付連邦法第414-FZ号
「超過利潤税について」

同法の発効は2024年1月1日



取得した利益の額を問わず納税を免除される者：

1. 2021年1月1日以降に創設されたロシアの組織（組織再編の結果設立されたものを除く）
2. 2021年1月1日以降に恒久的施設を介してロシア国内での事業を開始した外資系企業
3. 税務会計規則に基づき算定される売上所得が2018年および2019年になかった組織
4. 2022年12月31日時点において中小企業主体リストに記載されていた組織
5. 2018年1月1日～2022年12月31日の期間における統一農業税の納税者
6. 2023年1月1日の時点で破産防止措置が適用されていた金融機関およびノンクレジット金融機関
7. エスクロー口座に置かれている共有建設参加者である市民の資金を使用してプロジェクトを推進する不動産開発業者であって、2021年および2022年に配当を行わなかった業者



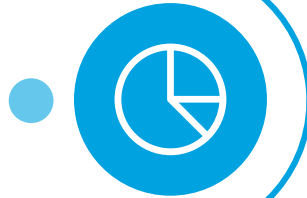
特定の採鉱企業も超過利潤税の納税を免除される：

1. 2022年に炭化水素資源の採掘を行った組織
2. 2022年12月31日時点において、石油資源精製業務遂行者登録証明書を有していた組織であって、2022年における物品税計算における係数Kdempの値が6カ月以上ゼロではなかった組織
3. 2022年に上記第1項および/または第2項に記載のある組織が加盟していた連結納税者グループにおいて、2022年にその参加者であった組織
4. 2022年12月31日時点において、石油資源精製業務遂行者登録証明書、ならびに上記第1項および/または第2項に記載のある組織に対する有効な石油資源精製サービス提供契約を有していた組織
5. 上記第1項および/または第2項に記載のある組織の直接的参加者であるロシアの組織であって、2022年12月31日時点における参加持分が75%以上である組織
6. 2022年に石炭の採掘を行った組織
7. 液化天然ガス（LNG）生産者であって、2022年12月31日までに排他的ガス輸出権行使ライセンスを根拠として、たとえ1ロットであってもLNGを輸出した生産者

超過利潤税

超過利益の算定方法 (1/2)

課税対象 – 超過利益
課税基盤 – 超過利益の金額



1 2021年度および
2022年度の利益の
算術平均値



$\frac{2021年度の利益 + 2022年度の利益}{2}$

2 2018年度および
2019年度の利益の
算術平均値



$\frac{2018年度の利益 + 2019年度の利益}{2}$

3 超過利益



$(3) = (1) - (2)$

課税基盤の算定時に利益から除外される
もの：

- 被支配外国法人の利益
- 納税者が取得した配当金
- 利潤税率が0%の株式／持分の売却による所得
- 利潤税の優遇税率が適用される特定の種類の有価証券による所得
- 国際持株会社が取得した所得、または利潤税の優遇税率が適用されている国際持株会社から取得した所得
- 特別投資契約または投資の保護および奨励に関する協定の対象であるプロジェクトの実現による利益

超過利潤税

超過利益の算定方法 (2/2)


| 状況 | 超過利益の額 |
|---|--|
| $\frac{\text{利益 (2021 + 2022)}}{2} \leq 10\text{億ルーブル}$ | 超過利益 = 0 |
| $\frac{\text{利益 (2021 + 2022)}}{2} < \frac{\text{利益 (2018 + 2019)}}{2}$ | 超過利益 = 0 |
| $\frac{\text{利益 (2021 + 2022)}}{2} > \frac{\text{利益 (2018 + 2019)}}{2}$ | 超過利益 = $\frac{\text{利益 (2021 + 2022)}}{2} - \frac{\text{利益 (2018 + 2019)}}{2}$ |
| $\frac{\text{利益 (2021 + 2022)}}{2} - \frac{\text{利益 (2018 + 2019)}}{2} > 2022\text{年度の利益の} 1/2$ | |

および

$$\frac{\text{利益 (2021 + 2022)}}{\text{利益 (2018 + 2019)}} < \frac{\text{資産 (2021 + 2022)}}{\text{資産 (2018 + 2019)}} \quad \triangle \quad \text{超過利益} = 2022\text{年度の利益の} 1/2$$

および

2021年度および／または2022年度に利益の分配が行われていない。

 連結納税者グループの参加者、金融機関およびノンクレジット金融機関、ならびに2021年度/2022年度に利益分配を行った組織は、この軽減措置を利用できない。

超過利潤税

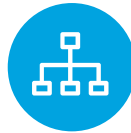
再編時の超過利益算定方法

再編を行った場合の、再編に先立つ期間の利益の算術平均値の算出方法は下記のとおりである：



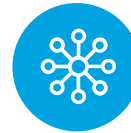
合併

新たに創設された組織が権利を継承することとなった複数の再編元組織のデータに立脚する



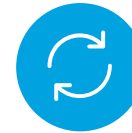
分割

新たに創設された組織が権利を継承することとなった再編元組織のデータに立脚するが、この際、分割時に定められた持分に比例する形とする



吸収

吸収された組織のデータを加味する

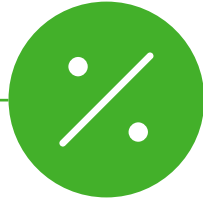


形態変更

新たに創設された組織が権利を継承することとなった再編元組織のデータに立脚する

超過利潤税

税率



- **税率**
10%と定められている



- 納税者は2023年10月1日から11月30日までの間に**保証金**を納付する権利を有する



- 納税者は**税控除額**の分、税額を減額する権利を有する
- 税控除額は、補償金の額として算定する
- 税控除額は、算出した納税額の50%を上回ってはならない
- したがって、2023年度は実効税率5%で納税することが可能となる



- 所定の納税期限（2024年1月28日）前に、納税者の申請に基づき**保証金**の全額または一部が納税者に還付された場合には、税控除額はゼロとなる

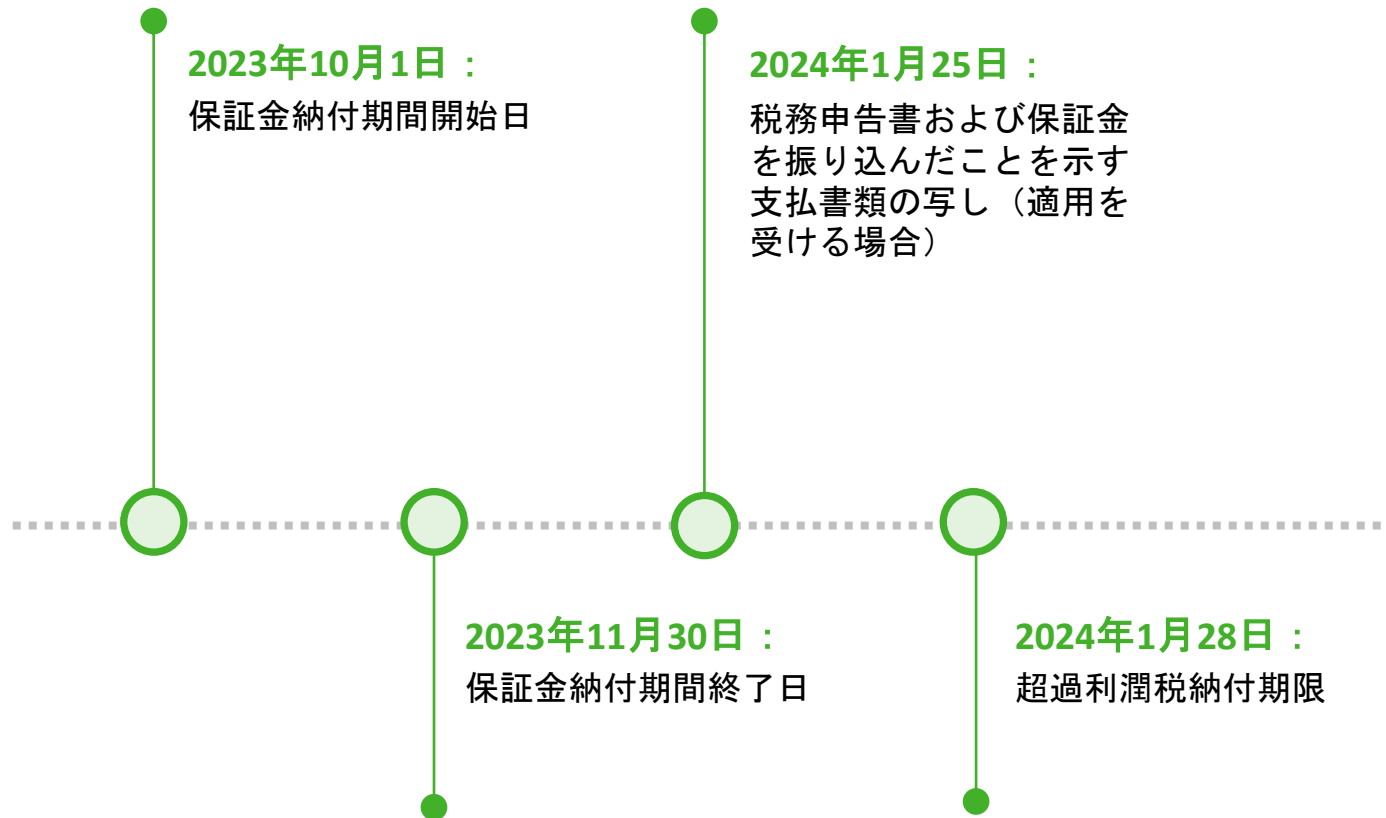


利潤税の課税基盤

超過利潤税の額は、利潤税の算定を目的とした場合の費用には含まれない

超過利潤税

納税および申告書提出の時期



申告書様式の草案はすでに作成済みである
(草案ID : 140495)

申告書は用紙3枚からなっており、下記事項を記載する必要がある :

- 2018年度、2019年度、2021年度、2022年度の利益
- 保証金の額、および当該の保証金を振り込んだことを示す支払書類の詳細
- 2018年度末および2019年度末、ならびに2021年度末および2022年度末における資産の帳簿価額の算術平均値（2022年度の利益の半額を超過しない課税基盤に立脚して納税することを認める条項の適用を納税者が希望する場合）

租税条約の停止および超過利潤税の導入 質疑応答



この報告に含まれている情報は一般的な情報のみである。BSTグループ諸企業（株式会社BSTおよびその関連法人）は、この報告をもって何らかの専門的助言または専門的サービスを提供するものではない。貴社の財政状況または事業状況に影響を及ぼしうる何らかの決定を採択するかもしくは行動を起こす前には、習熟した専門家の助言を仰いでいただきたい。BSTグループ傘下のいかなる法人も、この報告を利用した任意の者が被った何らかの損失に対する責任を負うものではない。